国立循環器病センター　看護師・村上優子（当時25才）さんの過労死認定　裁判を支援する会

脳動脈瘤破裂のくも膜下出血 6度目の大阪地裁で勝利判決

命と健康を守る医療現場にこそ、必要な人員体制を

二度と悲劇を繰り返さないために裁判を闘う意味が…

前田　本日は、7年前に最愛の娘さんを過労死で亡くされ、現在、過労死認定裁判を闘っておられる南吹田在住の村上さんご夫妻をお招きしました。村上優子さんは吹田市の国立循環器病センターで看護師として働いておられました。私も吹田市民病院で働いておりましたので、医療現場の過酷な状況については、一応理解しているつもりです。優子さんが高校を卒業され、「看護師になりたい」とおっしゃった時は、ご両親としてはどんなお気持ちでしたか？

勤務実態は3交代8時間だが、ストレス、過労が

村上（母）　実は私自身も現役の看護師なんです。肉体的にも精神的にもきつい仕事だということが重々分かっておりましたので、娘には「看護師はやめとき」と言いました。しかし後で娘の日記を読みますと、看護師に憧れていたことが分かりました。私の背中を見ていたんでしょうか？止めたのですが、最後は自分で決めて看護師の道を選びました。

前田　国立循環器病センターでの勤務実態はどうだったのですか？

村上（母）　5つの勤務シフトに分かれてまして、早出、遅出、日勤、準夜勤、深夜勤ですね。3交代で8時間労働ですが、実際には8時間では終わりません。

前田　一般に病院での勤務は大変厳しいと、世間でも認識されていますが、国立・公立の病院だから、比較的労働条件が整っているのでは？とも思われがちですが。

村上（母）　いえいえ、国立循環器病センターは違います。看護師たちは長くても3～4年で辞めていく人が多いようです、「身体が持たない」ということで。娘も倒れる前に「そろそろ辞めたいな」と言ってました。

村上（父）　あの日、娘は遅出勤務を終え、一人暮らしのマンションで倒れました。第一報を聞いたときは動転して何がなにやら…。25歳の若さで脳動脈瘤破裂による、くも膜下出血。普通そんな若者がくも膜下出血で倒れるなんて、めったにないことです。娘を看取った医師が、「家族にそんな体質がありますか？」と聞いてきたほどです。医学書を読めば、「相当なストレスがかかったり、過労の場合に起こりうる」。葬式が終わり、落ち着いてじっくり考えれば考えるほどに、「これは過労死、公務災害ではないのか？」と。国立循環器病センターに相談したところ、「休日の過ごし方に問題がある」といわれました。誠意がなく、このような意識では、さらに犠牲者が増えてしまうのでは、と感じたので、弁護士さんたちによる「過労死110番」に電話したのです。弁護士の先生と相談した結果、「村上さん、二度とこのような悲劇を繰り返さないためにも、裁判を闘う意義があるよ」と。

村上　雅行さん

「悲劇は娘で最後にしてほしい」裁判を闘う村上さんご夫妻

出席者
村上　雅行（父）さん　村上優子さん過労死裁判原告
村上加代子（母）さん　村上優子さん過労死裁判原告
前田　博史さん　吹田市職員労働組合執行委員長

民間を指導する厚労省の病院で過労死は無いと主張

前田　国立循環器病センターの過重労働が原因なので、当然相手方は国、つまり厚生労働省ですね。

村上（母）　厚労省は、「娘の死亡原因は公務災害ではない」と主張しました。病院側に責任はない、と。過労死を予防するよう、民間企業を指導する立場にある厚労省の病院で過労死があった、なんてことになると国のメンツもあり、必死だったと思います。結果、民事では最高裁まで行って、敗訴。

村上（父）　過労死認定基準とされている毎月80時間以上の残業がないと、認められないのです。国は「16時間しか残業させていない」と主張。結局裁判では、原告である私たちの主張を48時間しか認めず、「80時間の壁」を越えられませんでした。でもね、これは現場を知らない主張なのです。看護師は残業時間をつけることのできない仕事を日常的に行っています。

出勤簿だけでタイムカードをわざと導入せず

前田　そうですね。私も市民病院の現場を見ていて実感します。患者さんの容態が急変したり、急患が入ってきたり、次の班に申し送りをしたり…。キッチリ定時で終わる日はないと思います。多くの看護師がサービス残業をせざるを得ない現場の状況について、裁判官が理解するかどうかですね。

村上（母）　それと、循環器病センターにはタイムカードがないのです。いまだに出勤簿。だから何時間現場にいたのか分からないシステムになっています。

うがった見方をすれば、「わざとタイムカードを導入しない」のではないでしょうか。ちゃんとした労働時間が打刻されれば、労働基準法違反になってしまいますから。裁判では、病院をやめた看護師さんたちが実態を証言してくれたのですが、やはり相手が国だと、勝つのは難しいですね。

前田　民事裁判では負けたけれど、先日の行政訴訟では勝訴されましたね。私たちも「あたりまえのことが認められた」と胸をなでおろしていたのに、なんと国は控訴。さらに闘い続けざるを得ない事態になりました。

村上（父）　08年1月16日に大阪地裁が娘の死を公務災害だと認めてくれました。しかし国は控訴期限ギリギリの1月30日に控訴しました。多くの仲間が「控訴しないで」と、2千件以上ものファックスやメールを国に送ってくれたのですが…。

村上（母）　いまだに国は、娘の死と病院での業務とに因果関係はないと言い切っています。

12時間働いて、後輩の指導、看護研究発表なども

前田　勝手に亡くなったんだと。

村上（母）　ええ。しかし娘は、例えば日勤で朝8時から夜8時まで12時間働いて、そのまま睡眠せずに夜勤をこなす、という生活だったんです。看護師としての仕事のほかに、看護研究発表、後輩看護師の指導などがあって、1人3役も4役もこなさねばならなかった。たまに実家に帰ってきても、ずっと眠っていましたよ。

私も現役の看護師。肉体的にも精神的にもきつい仕事

村上加代子さん